放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する 法律

第一章総則(第一条・第二条)

(目的)

第一条この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素または放射性発生装置から発生した放射線によって汚染されたもの(以下「放射性汚染物」という。)の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定 する放射線をいう。

2この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等 放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(機器に装 備されているこれらのものを含む。)で政令で定めるものをいう。

3この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。

4この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令で定めるものをいう。

第二章使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可(第三条一第十二条)

(使用の許可)

第三条放射性同位元素であってその種類若しくは密封の有無に応じて政令で 定める数量を超えるもの又は放射線発生装置の使用(製造(放射性同位元素 を製造する場合に限る。)、詰替え(放射性同位元素の詰替えをする場合に限 り、廃棄のための詰替えを除く。)及び装備(放射性同位元素装備機器に放 射性同位元素を装備する場合に限る。)を含む。以下同じ。)をしようとす る者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなけれ ばならない。ただし、第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器(以下この後、次条及び第三条の三において「表示付認証機器」という。)の使用をする者(当該表示付認証機器に係る第十二条の六に規定する認証条件(次条において「認証条件」という。)に従った使用、保管及び運搬するものに限る。)及び第十二条の五第三項に規定する表示付特定認証機器(次条及び第四条において「表示付特定認証機器」という。)の使用をするものについては、この限りではない。

2前項本文の許可を受けようとするものは、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量又は放射線発生装置の種類、 台数及び性能
- 三 使用の目的及び方法
- 四 使用の場所

五放射性同位元素又は奉書船発生装置の使用をする施設(以下単に「使用施設」という。)の位置、構造及び設備

六放射性同位元素を貯蔵する施設(以下単に「貯蔵施設」という。)の位置、 構造、設備及び貯蔵能力

七放射性同位元素及び放射性汚染物を廃棄する施設(以下単に「廃棄施設」という。)の位置、構造及び設備

(使用の届出)

第三条の二前条第一項の放射性同位元素以外の放射性同位元素の使用をしようとするものは、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、表示付認証機器の使用をする者(当該表示付認証機器に係る認証条件に従った使用、保管及び運搬をするものに限る。)及び表示付特定認証機器の使用をするものについては、この限りでない。

- 一氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二放射性同位元素の種類、密封の有無及び数量
- 三 使用の目的及び方法
- 四 使用の場所
- 五 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

2前項本文の届出をしたもの(以下「届出使用者」という。)は、同項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3届出使用者は、第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、原子力規制 委員会規則で定めるところにより、変更の日から三十日以内に、その旨を原 子力規制委員会に届け出なければならない。

(表示付認証機器の使用をするものの届出)

第三条の三第三条第一項ただし書及び前条第一項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者(以下「表示付認証機器使用者」という。)は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器の使用の開始から三十日以内に、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 表示付認証機器の第十二条の六に規定する認証番号及び台数
- 三 使用の目的及び方法

2前項の届出をしたもの(以下「表示付認証機器届出使用者」という。)は、 同項各号に掲げる事項を変更したときは、原子力規制委員会規則で定めると ころにより、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け 出なければならない。

(販売及び賃貸の業の届出)

第四条放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、表示付特定認証機器を業として販売し、又は賃貸するものについては、この限りではない。

- 一氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二放射性同位元素の種類
- 三 販売所又は賃貸事業所の所在地

2前項本文の規定により販売の業の届け出をした者(以下「届出販売業者」という。)又は同項本文の規定により賃貸の業の届出をした者(以下「届出賃貸業者」という。)は、同項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3届出販売業者又は届出賃貸業者は、第一項第一号に掲げる事項を変更した ときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、変更の日から三十日 以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃棄の業の許可)

第四条の二放射性同位元素又は放射性汚染物を業として廃棄しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2前項の許可を受けようとするものは、次の事項を記載した申請書を原子力 規制委員会に提出しなければならない。

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二廃棄事業所の所在地
- 三 廃棄の方法

四放射性同位元素及び放射性汚染物の詰替えをする施設(以下「廃棄物詰替施設」という。)の位置、構造及び設備

五放射性同位元素及び放射性汚染物を貯蔵する施設(以下「廃棄物貯蔵施設」 という。)の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

七放射性同位元素又は放射性廃棄物の埋設の方法による最終的な処分(以下 「廃棄物埋設」という。)を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ 埋設を行う放射性同位元素又は放射性汚染物の性状及び量

ロ 放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置

(欠格条項)

第五条次の各号のいずれかに該当する者には、第三条第一項本文または前条 第一項の許可を与えない。

一第二十六条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から二年を 経過していない者

二この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、二年を経過していない者

三 成年被後見人

四法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する 者のあるもの

(使用の許可の基準)

第六条原子力規制委員会は、第三条第一項本文の許可の申請があった場合に おいては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許 可をしてはならない。

一使用施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の 基準に適合するものであること。

二貯蔵施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の 基準に適合するものであること。

三廃棄施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の 基準に適合するものであること。

四その他放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないこと。

第二章の二表示付認証機器等(第十二条の二一第十二条の七)

第三章許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者、許可廃棄 業者等の義務等(第十二条の八一第三十三条の三)

第四章放射線取扱主任者(第三十四条一第三十八条)

第五章登録認証機関等(第三十九条一第四十一条の四十)

第六章雑則 (第四十二条一第五十条)

第七章罰則(第五十一条一第六十一条)

第八章外国船舶に係る担保均等の提供による釈放等(第六十二 条一第六十六条)

附則